

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 48 回）
2. 日 時	平成 27 年 11 月 26 日（木）午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 10 分
3. 議 案	1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について 2. その他
4. 主な内容	「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A（以下、『犯収法 Q & A』）」の事務局案について、WG で確認し、検討した。 1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について （主な意見等） ・ Q 新 24（統括管理する者について）の回答は業界の実務を想定した書き振りとしているが、内容がわかりづらい等の意見はあるか。 ⇒補足説明すると、法令で規定されている「統括管理する者」と「取引時確認等の措置を直接的に実施する者」との間に、本設問では独自に「統括管理する者に『相当する者』」という管理者を設けた。業界の実務では、取引時確認等の措置の的確な実施のための必要な監査や管理は、まずは各本支店等で行うのが一般的と考えられるため、実務に即したものにした。（事務局） ⇒特に異論は出ないため、事務局案どおりとする。 ・ Q 新 26（取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成）について、⑤の「顧客の受入方針」とは、どのような顧客と取引するかについての方針なのか、顧客の本人確認書類の受入れについての方針なのか等、わかりづらい。また、②の「取引時確認の適切性」とは、個別の取引時確認の適切性を指すのか、取引時確認の手続きフローの適切性を指すのか等もわかりづらい。もう少し具体的に記載した方がわかりやすいのではないか。 ⇒ご指摘の文言は金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という。）から引用したものである。新設の設問に記載しているが、当該引用部分は従来より監督指針に記載があり、既に各社において適切に対応されていると考えられるため、書き振りは事務局案どおりとさせていただきます。（事務局） ・ Q 新 27（特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置）について、回答の冒頭に、パブコメと同様に「従前から」と追記し、わかりやすくするよう修正してほしい。

	⇒修正を検討する。(事務局) ・ Q新 28 (監査の実施) について、「社内検査」が記載されていないが、警察庁のパブコメNo.196 には「社内検査」も記載されているので、記載してもらいたい。 ⇒内部監査の実施について、社内検査も含めるように修正する。 ・ 法令を遵守していることを前提として、犯収法 Q & A の位置付けとしては、Q & A に記載された具体的な方法による対応は必須ではなく、業態や規模等に応じた各社対応も認められるものであり、Q & A と異なる対応をしても、Q & A とは異なる対応であることを以て、Q & A 違反として指摘を受けることはない、という理解でよい。その場合、Q新 22 から Q新 28 までの各設問の回答にその旨を記載してはどうか。 ⇒犯収法 Q & A は日証協の自主規制規則ではなく、法令を遵守するための方法や考え方を示したものであり、Q & A 違反という指摘をすることは、そもそも想定していない。また、その方法や考え方はあくまでも例示であるため、Q & A とは異なる対応をすることも考えられる。ただし、法令等に鑑みて不十分な対応であれば、その観点から態勢不備を問われることはありうる。この点、Q & A の内容は関係省庁にも確認しながら作成したものであり、ここに記された方法に沿った対応を行っている限りにおいては、適正な管理であると認められるものであると考えられる。したがって、Q & A に記載された方法による対応に限られるものではないが、他の方法も認められる旨を Q & A に記載することは、本 Q & A の性格を変えるおそれもあるため、適当ではないと考える。(事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)